

行政管理及び民事判決執行活動における国家賠償に関する不服申立て， 不服申立ての解決を案内する合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
2011年11月11日付け不服申立法に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/NĐ-CPに基づき，
不服申立法のいくつかの条項の詳細を規定する2012年10月3日付け政府議定75/2012/NĐ-CPに基づき，
司法省大臣，政府監査院長官，国防省大臣は，行政管理及び民事判決執行活動における国家賠償に関する不服申立て，不服申立ての解決を案内する合同通達を発行する。

第I章 総則

第1条 調整範囲

本合同通達は，行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決，償還責任の審査に関する賠償責任機関，権限を有する者の行政決定，行政行為に対する不服申立て及び不服申立ての解決について案内する。。

第2条 適用対象

本合同通達は，次の者に対し適用される。

1. 不服申立人
2. 被害者，不服申立てに関連を有する個人，組織
3. 賠償業務に関する国家管理機関
4. 賠償責任機関
5. 行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決，返還責任の審査に関する不服申立てを解決する権限を有する者及び不服申立ての解決に関連を有する各個人，組織，機関

第3条 不服申立ての解決権限の確定原則

1. 賠償責任機関の長は，自身及び自身が直接管理する幹部，公務員の行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決，償還責任の審査に関する行政決定，行政行為に対する最初の不服申立てを解決する責任を有する。
2. 本条1項に規定される機関の直接上級機関の長は，直接下級賠償責任機関の最初の不服申立ての解決決定に対する不服申立てを解決する権限を有する。

第II章 賠償の解決，償還責任の審査に関する不服申立て

第4条 不服申立ての手順

1. 行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決，償還責任の審査に関する行政決定，行政行為が法令に違反し，自身の権利，合法的な利益を直接侵害すると思料する根拠があるときは，不服申立人は，行政決定を下した者若しくは行政行為を

行った者がいる機関に対し最初の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する。

不服申立人が最初の解決決定に同意しない、又は規定された期限が経過したのに不服申立てが解決されない場合、最初の不服申立てを解決する権限を有する者の直接上級の長に対し二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。

不服申立人が二回目の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定された期限が経過したのに不服申立てが解決されない場合、行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。

2. 大臣、省庁同格機関の長（以下併せて「大臣」という）の行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為については、不服申立人は大臣に対し不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する。

不服申立人が大臣の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定された期限が経過したのに不服申立てが解決されない場合、最初の不服申立てを解決する権限を有する者の直接上級の長に対し二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。

3. 省、中央直轄都市（以下併せて「省級」という）人民委員会主席の行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為については、不服申立人は省級人民委員会主席に対し最初の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する。

不服申立人が省級人民委員会主席の最初の不服申立ての解決決定に同意しない、又は規定された期限が経過したのに不服申立てが解決されない場合、部門、分野を管理する大臣に対し二回目の不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。

不服申立人が大臣の二回目の解決決定に同意しない、又は規定された期限が経過したのに不服申立てが解決されない場合、行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。

第5条 不服申立ての形式

賠償の解決、償還責任の審査に関する不服申立ての形式は、2011年不服申立て方法8条が規定するところによる。

第6条 不服申立ての時効

行政管理、民事判決執行活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する不服申立ての時効は、行政決定を受領した日又は行政決定、行政行為を知ることができた日から90日である。

不服申立人が、疾病、天災、敵による侵害、出張、遠隔地における学習により、又はその他の客観的な障害により、時効期間内に不服申立権を行使することができなかったことを証明する根拠となる適式な書類がある場合、当該障害があった期間は不服申立ての時効に算入しない。

第7条 不服申立ての取下げ

不服申立人は、不服申立て、不服申立ての解決の過程中いつでも不服申立てを取り下げることができる。不服申立ての取下げは、不服申立人の署名又は拇印のある

書面により行わなければならない。不服申立ての取下書は、不服申立てを解決する権限を有する者に提出しなければならない。

不服申立てを解決する権限を有する者は、不服申立ての取下書を受領したときは、不服申立ての解決中止決定を発行する形式により不服申立ての解決を中止し、不服申立ての解決中止決定を不服申立人に送付する。

第 13 条 賠償請求記録の受理に関する不服申立て

1. 賠償請求記録の受理に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。
 - a) 賠償請求記録が法令の規定に従った完全かつ適式なものであるのに、賠償責任機関が受理しない、不服申立人に対し文書により通知しない、又は不服申立人に対し解決権限を有する機関への申立書の提出を案内しない。
 - b) 賠償請求記録が完全ではないが、記録を受領した日から 5 営業日の期限が経過したのに、賠償責任機関が賠償請求記録の補充について案内しない。
2. 賠償請求記録の受理に関する不服申立てが受理、解決された場合、不服申立てをし、不服申立てを解決した期間は、国家賠償責任法（以下「法」という）5 条に規定される賠償請求の時効に算入しない。

第 10 条 賠償解決を実施する代表者の選任に関する不服申立て

賠償解決を実施する代表者の選任に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。

1. 賠償責任機関が、国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する 2010 年 3 月 3 日付け政府議定 16/2010/ND-CP（以下「議定 16/2010/ND-CP」という）第 7 条 1 項の規定に従って賠償解決を実施する代表者を選任しない。
2. 賠償責任機関の長が賠償解決を実施する代表者として選出した者が、議定 16/2010/ND-CP 第 7 条 2 項の規定による各条件を十分満たさない。

第 11 条 再評価、鑑定費用の支払に関する不服申立て

法 18 条 3 項に規定された根拠がある場合、不服申立人は、再評価、鑑定費用の支払について賠償責任機関に対し不服申立てをする権利をする。

第 12 条 被害者に対する賠償解決決定の交付手続の実施に関する不服申立て

賠償解決決定の交付手続の実施に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。

1. 被害者に賠償解決決定を交付した者が、議定 16/2010/ND-CP 第 10 条 1 項に規定される者のいずれでもでない。
2. 賠償解決決定の交付が、議定 16/2010/ND-CP 第 10 条 2 項、3 項及び 4 項の規定に従ったものでない。

第 13 条 財産返還手続の実施に関する不服申立て

財産返還手続の実施に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。

1. 押収、差押え、留置、没収を取り消す決定の日から 5 営業日の期限が経過したが、当該決定を下した機関が、議定 16/2010/ND-CP 第 11 条 1 項の規定に従って財産の返還について被害者に書面により通知しない。
2. 被害者に返還された財産が、権限を有する国家機関の決定による数量、分量及び

その他の各特徴点と合致しない。

第 13 条 賠償金の支払に関する不服申立て

賠償金の支払に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。

1. 財務機関が給付する賠償経費を受領した日から 5 営業日の期限が経過したが、賠償責任機関が被害者又は被害者の親族に対する賠償金の支払を実施しない。
2. 賠償責任機関が、支払の形式、方式に関する被害者との合意に従わない。

第 14 条 償還責任の審査に関する不服申立て

償還責任の審査に関する不服申立ては、次のいずれかの根拠があるときに行うことができる。

1. 償還責任審査評議会の参加者が、議定 16/2010/ND-CP 第 13 条 2 項の規定による構成と適合しない。
2. 償還責任審査評議会の運営方式が、議定 16/2010/ND-CP 第 15 条の規定に従って行われたい。
3. 償還額及び償還の方式を確定する償還決定が、損害の程度、償還責任を負う公務執行者の故意過失の程度、経済的条件に符合しない、又は償還額の確定が議定 16/2010/ND-CP 16 号第 16 条の規定に適合しない。
4. 償還責任を負う公務執行者が、償還決定を受領することができない。

第 III 章 不服申立ての解決及び法的効力を生じた不服申立て解決決定の執行

第 15 条 行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する不服申立ての解決権限

1. 社級人民委員会主席及び県級人民委員会に属する機関の長の権限
社級人民委員会主席及び県級人民委員会に属する機関の長は、自身の、自身が直接管理する責任者の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する権限を有する。
2. 県級人民委員会主席の権限
 - a) 自身の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する。
 - b) 社級人民委員会主席及び県級人民委員会に属する機関の長の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、最初の不服申立ては解決されたがなお不服があるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないものに対する二回目の不服申立てを解決する。
3. 局に属する機関の長及び同格者の権限
局に属する機関及び同級の機関の長は、自身の、自身が直接管理する幹部、公務員の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する権限を有する。
4. 局長及び同格者の権限
 - a) 自身、自身が直接管理する幹部、公務員の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する。
 - b) 局に属する機関の長及び同格者の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、最初の不服申立ては解決されたがなお不服が

あるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないものに対する二回目の不服申立てを解決する。

5. 省級人民委員会主席の権限

a) 自身の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する。

b) 県級人民委員会主席、局長及び同格者の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、最初の不服申立ては解決されたがなお不服があるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないものに対する二回目の不服申立てを解決する。

6. 省庁、省庁同格機関に属する機関の長の権限

省庁、省庁同格機関に属する機関の長は、自身の、自身が直接管理する幹部、公務員の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する権限を有する。

7. 大臣、省同格機関の長の権限

a) 自身、自身が直接管理する幹部、公務員の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する。

b) 次のものに対する二回目の不服申立てを解決する。

省級人民委員会主席の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、省庁、部門の国家管理権限に属する内容を有するものであって、最初の不服申立ては解決されたがなお不服があるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないもの

省庁、省庁同格機関に属する機関の長の行政管理活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、最初の不服申立ては解決されたがなお不服があるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないもの

第 16 条 部門、分野に従って組織される機関における賠償の解決、償還責任の審査に関する不服申立ての解決権限

1. 賠償責任機関の長は、自身の、自身が直接管理する幹部、公務員の行政管理及び民事判決執行活動における賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する最初の不服申立てを解決する権限を有する。

2. 本条 1 項の規定により最初の不服申立てを解決する機関の直接上級機関の長は、直接下級機関の賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為で、最初の不服申立ては解決されたがなお不服があるもの、又は期限が経過したが最初の不服申立てが解決されていないものに対する二回目の不服申立てを解決する権限を有する。

第 17 条 不服申立ての解決期限

1. 賠償の解決、償還責任の審査に関する最初の不服申立ての解決期限は、2011 年不服申立法 28 条の規定による。

2. 賠償の解決、償還責任の審査に関する二回目の不服申立ての解決期限は、2011 年不服申立法 37 条の規定による。

3. 賠償の解決、償還責任の審査に関する行政決定、行政行為に対する不服申立てが受理された場合、不服申立て、不服申立ての解決の期間は、賠償の解決、償還責任の審査の期間に参入しない。

第 18 条 不服申立ての解決の手順, 手続

不服申立ての解決の手順, 手続は, 不服申立てに関する法令の規定に従って行われる不服申立ての解決の受理, 不服申立ての内容の検証, 協議の組織, 不服申立て解決決定の発行, 不服申立て解決決定の送付, 不服申立ての解決記録, 緊急措置の適用からなる。

第 19 条 二回目の不服申立て又は行政事件の提起

1. 本合同通達 17 条 1 項に規定される不服申立ての解決期限が経過したが最初の不服申立てが解決されない, 又は不服申立人が最初の不服申立て解決決定に同意しない場合, 30 日以内に, 二回目の不服申立ての解決権限を有する者に対し不服申立てをする権利を有する。遠隔地, 往来が困難な地については, 期限を延長することができるが 45 日を超えてはならない。

二回目の不服申立てをする場合, 不服申立人は申立書に最初の不服申立て解決決定, 各関連資料を添付して二回目の不服申立てを解決する権限を有する者に提出しなければならない。

2. 本合同通達 17 条 1 項に規定される不服申立ての解決期限が経過したが最初の不服申立てが解決されない, 又は不服申立人が最初の不服申立て解決決定に同意しない場合, 行政訴訟法の規定に従って裁判所に行政事件を提起する権利を有する。

第 20 条 賠償の解決, 償還責任の審査に関する行政決定, 行政行為の再検査

1. 不服申立てを受理した後, 最初の不服申立てを解決する権限を有する者は, 自身, 自身が直接管理する責任者の行政決定, 行政行為を再検査しなければならない。

2. 検査の内容は次のとおりである。

- a) 行政決定の発行, 行政行為の実施の法的根拠
- b) 行政決定の発行, 行政行為の実施権限
- c) 行政決定の発行, 行政行為の内容
- d) 行政決定の発行の手順, 手続, 様式及び陳述技術
- d) その他の各内容 (あれば)

3. 再検査の後, 不服申立てが正当であると認めたときは, 最初の不服申立てを解決する権限を有する者は, 直ちに不服申立て解決決定を下す。

4. 不服申立ての内容について結論を下す基礎が不足する場合, 最初の不服申立てを解決する権限を有する者は, 自ら不服申立ての内容の検証を進め, 又は同級の国家監査機関若しくは不服申立ての内容の検証, 不服申立ての解決に関する建議について責任を有する機関, 組織, 個人に対し委ねる。

第 21 条 諮問評議会の設立

1. 二回目の不服申立てを解決する権限を有する者は, 複雑な事案について必要と認めるときは, 不服申立て解決諮問評議会の設立を決定することができる。

2. 不服申立て解決諮問評議会の構成員は次の者からなる。

- a) 二回目の不服申立てを解決する機関の指導者である評議会の議長
- b) 最初の不服申立てを解決する責任を有する機関の長
- c) 二回目の不服申立てを解決する機関と同級の賠償に関する国家管理機関
- d) 賠償解決を実施する代表者
- d) 賠償責任機関の労働組合組織の代表
- e) 関連を有する機関の代表 (あれば)
- g) 必要と認めるときはその他の者

3. 不服申立て解決諮問評議会の任務，権限
 - a) 不服申立ての記録を研究する。
 - b) 最初の不服申立ての解決について検討，評価する。
 - c) 二回目の不服申立てを解決する機関の長に対し，不服申立ての解決の方向性について建議する。
4. 不服申立て解決諮問評議会の運営方式
 - a) 評議会の構成員の3分の2以上が出席するときに限り会合を開く。
 - b) 討論及び決定の過程で，評議会の各構成員は客観的，民主的であり，法令を遵守しなければならない。
 - c) 評議会の会合の議事録は，評議会において検討承認され，評議会の議長が署名しなければならない。
 - d) 必要な場合，評議会は不服申立人を招いて評議会の会合に参加させることができる。
 - d) 評議会は，任務を果たしたときは解散する。

第22条 行政事件の提起

本合同通達第17条2項に規定される不服申立ての解決期限が経過したが，不服申立てが解決されない，又は不服申立人が二回目の不服申立て解決決定に同意しない場合，行政訴訟法の規定に従って裁判所に行政事件を提起する権利を有する。

第23条 法的効力を有する不服申立て解決決定

1. 最初の不服申立て解決決定は，発行署名の日から30日以内に不服申立人が二回目の不服申立てをしないときに，法的効力を生ずる。遠隔地，往来が困難な地については，期間を延長することができるが45日を超えてはならない。
2. 二回目の不服申立て解決決定は，発行署名の日から30日後に法的効力を有する。遠隔地，往来が困難な地については期間を延長することができるが45日を超えてはならない。
3. 不服申立人は，不服申立て解決決定に同意しない場合，行政訴訟法の規定に従って裁判所に対し行政事件を提起する権利を有する。
4. 賠償の解決，償還責任の審査に関する不服申立てを解決する決定は，法的効力を生じたときは，直ちに執行力を有する。

第24条 法的効力を生じた不服申立て解決決定を実施する責任を有する者

1. 不服申立てを受けた賠償責任機関の長
2. 賠償責任機関の代表者
3. 不服申立てをした被害者，償還責任を負う公務執行者
4. 関連する権利，義務を有する機関，組織，者

第25条 不服申立て解決決定の執行

1. 不服申立てを解決した賠償責任機関の長は，管理権に属する機関，組織，個人を指導して，法的効力を生じた賠償の解決，償還責任の審査に関する不服申立ての解決決定の執行を組織する責任を有する。必要な場合，法的効力を生じた不服申立て解決決定の執行を確保するための措置を，その機能を有する機関に対し請求する。不服申立人の権利，合法的な利益を回復するための措置について，執行を組織し，又は関連する組織，機関と協調して実施する。不服申立て解決決定の執行に関連する問題の解決についてほかの機関，組織に対し建議をする（あれば）。

2. 不服申立て解決決定が法的効力を生じたときは、不服申立人、関連する権利、義務を有する者は、次の責任を有する。
 - a) 賠償責任機関と協調して、法令違反の行政決定、行政行為により侵害された自身の権利、合法的な利益の回復を実現する。
 - b) 不服申立てをしたが、不服申立てを解決する権限を有する機関により、法令に適合する行政決定、行政行為であると公認された行政決定、行政行為の執行
3. 自身の任務、権限の範囲内で、関連を有する機関、組織、個人は、法的効力を生じた不服申立て解決決定を執行するため、権限を有する機関の行政決定を執行し、請求を受けたときは、法的効力を生じた不服申立て解決決定の執行の組織について、権限を有する機関、組織、個人と協調する責任を有する。

第 IV 章 施行条項

第 26 条 施行効力

本合同通達は、2014年3月31日から施行効力を生ずる。

第 27 条 施行の責任及び実施の組織

1. 司法省、国防省、政府監査院及び行政管理、民事判決執行活動における賠償責任機関、賠償業務に関する国家管理機関、関連する機関組織は、本合同通達を施行する責任を負う。
2. 実施の過程で困難、不明点があれば、国防省、政府監査院と協調して研究、解決することができるように、司法省に対し連絡することを個人、組織に要請する。

以上